

# 消防・防災活動相互応援 協定書

## 第1条 (目的)

この協定は足立区本木1丁目町会（以下「甲」という。）と医療法人社団 医善会いずみ記念病院（以下「乙」という。）の地域内で災害、火災等（以下「災害等」という。）が発生した場合、相互に協力して人命救助、救護活動を重点とした消防活動の相互援助について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 (応援方法等)

1 甲又は乙の災害等が発生した場合の応援等は次のとおりとする。

(1) 甲又は乙は、応援を必要とする場合に非常ベル又は電話などにより、応援側に災害等の発生を速やかに通報するものとする。

(2) 応援側は、(1)の通報を受けたとき又は他の方法で災害等を覚知した場合、被災側の責任者の要請又は応援側責任者の状況判断により応援するものとする。

(3) 応援側の活動は、原則として被災側最高責任者の指揮に従い活動するものとする。

2 応援要請のための甲、乙間の通報方法は、別紙細部協定書によるものとする。

## 第3条 (資器材等の提供)

甲又は乙は被害等を覚知し応援に当たる場合、それぞれが所有、管理又は占有する建物、敷地等の施設および担架、毛布等応援、救出、救護に必要な資器材を可能な範囲で提供するものとする。

## 第4条 (活動の内容)

応援側の活動は、救出・救護活動を主眼とし原則として避難誘導、傷病者の搬送、現場救護所の支援をおこなうものとする。なお、甲および乙の責任者は、応援者の安全などを十分確認し任務の指示を行うものとする。

## 第5条 (警戒区域内の立ち入り)

甲および乙の応援者が救急隊および消防隊到着後に現場に駆けつけた場合は、付近の隊員にその旨報告し、指示に従って行動するものとする。

## 第6条 (経費の負担)

応援に要した経常的経費及び事故により発生した経費は、相互の話し合いにより決定するものとする。

## 第7条 (災害補償)

この協定に基づく防災・消防活動又は訓練により傷病者等が発生した場合は、関係法令の要件に該当するときは、その定めるところにより補償申請を行うことができるものとする。

## 第8条 (訓練等)

甲および乙は、第1条の目的を達成するため、相互連絡をとり合同で努めて年1回以上訓練を実施するものとする。

## 第9条 (連絡協議)

甲および乙は、災害等の発生時の応援対策に関わる情報交換など連絡協議の場を適宜設けるものとする。

## 第10条 (協議)

この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲および乙両者間において協議決定するものとする。

第11条 (協定書の保管)

この協定を証するため正本2通を作成し、甲および乙それぞれ1通を保管するものとする。

付則

この協定書は、平成24年9月1日から効力を生ずる。

協定締結日 平成24年8月28日

(甲) 足立区 本木1丁目町会

会長

木村 篤造



(乙) 医療法人社団 医善会 いずみ記念病院

理事長

小泉 和雄



(立会人) 東京消防庁 西新井消防署

署長

上條 武夫

